

第11章 許認可・登記・撤退手続き

1. 会社設立手続きの概要

2003年に施行された新外国直接投資法により、トルコにおける会社設立手続きは大幅に短縮された。主な変更点は、①外資による会社設立手続きが、審査・承認制から届出制に変更されたこと、②19段階に及んだ手続きが3段階に、2ヵ月半に及んだ手続き期間は1日¹⁸に短縮されたことである。下記では、例としてイスタンブールでの株式会社設立に係る手続きを示す。

図表 41 イスタンブールにおける会社設立手続きの概要

- ① ネットワークシステム MERSİS 上で、株式会社設立に必要な全ての情報をインプットする。
- ② MERSİS 上で定款を作成し、MERSİS が発行した 6 桁の番号を公証役場に連絡する。
- ③ 公証役場が、MERSİS 上で定款を認証し、認証済定款を 3 部作成する。
- ④ 全ての書類をイスタンブール商業登記局に提出する。

必要書類：

- ・ 請願書（様式あり）
- ・ 発起人による設立宣誓書（様式あり） 3部(外国資本の場合4部)
- ・ 発起人が自然人の場合；
 - 公認翻訳認証済パスポートコピー
 - 管轄税務署発行の仮納税者番号
 - 外国人用 ID 番号を記載した書類
 - 認証済滞在許可証のコピー（交付済の場合）
- ・ 発起人が法人の場合；
 - 法人登記証明書
 - 管轄税務署発行の仮納税者番号
 - 法人代理人の下記書類；
 - ◇ 公認翻訳認証済パスポートのコピー
 - ◇ 管轄税務署発行の仮納税者番号
- ・ 認証済定款 3部（最低一部は、直筆の署名付）
 - 定款には、全株主、取締役会役員、管理職の氏名、住所、国籍、トルコ共和国

¹⁸ 制度上は1日とあるものの、実務面では余裕を持ってスケジュールを組んだ方が良く、大都市、特にイスタンブールでは、全ての書類が揃ってから3日くらいを想定したほうが無難（現地事業者へのヒアリング）

- ID 番号（外国人の場合は、納税者番号かトルコでの ID 番号）を明記すること。
 - 発起人/代表者が外国籍法人の場合、仮納税者番号を、定款内に明記すること。
 - 法人株主がイスタンブールに登記されていないトルコ法人の場合、登記されている商業登記局名、商業登記番号、納税者番号、MERSIS 番号を定款に明記すること。
- ・ 取締役会各役員の署名申告書 2 部
- ・ 発起人申告書（様式あり）
- ・ 資本金の 1 万分の 4 を競争局指定の口座に支払ったことを証明する銀行受領書
 - 銀行受領書には、銀行印・担当者署名が必須。
- ・ 法定最低払込額の株価を払込済であることを証明する、開設口座に振り込んだ株主の氏名（商号）、各自の払込額、総払込額を明記した銀行作成の残高証明書
 - 資本金の全額、若しくは一部の支払いを現金で支払うことを誓約した場合、現金での支払いを誓約された株の額面価値の最低 25% を設立登記前に、残額を設立登記後 24 カ月以内に支払わなければならない。
- ・ 商業会議所登録申告書（様式あり）
- ・ 現物出資の場合；
 - 管轄裁判所が任命する専門家による評価報告書と専門家任命書の原本と認証済のコピー
 - 出資財産になんら制限（担保等）がないことを示す関連当局作成文書の原本
 - 登録されている登記簿に、出資財産（不動産、知的財産権等）が、出資財産として記載されていることを証明する文書の原本
- ・ 設立において、税関・商業省又はその他の公的機関の許可が必要な会社の場合、許可証の原本
- ・ 株主でない者が取締役会役員なることを承認した任務承認書（様式あり）
 - 住所、国籍、トルコ人の場合は ID 番号、外国人の場合はトルコでの ID 番号か納税者番号を記載。外国人の場合、認証済パスポートのコピー、トルコ在住の外国人の場合は、認証済滞在許可証のコピーを添付。
- ・ 法人が取締役会役員に選ばれた場合、法人名と法人が任命した代理人の氏名、住所、国籍、トルコ ID 番号（外国人の場合、納税者番号かトルコでの ID 番号）を明記した認証済法人取締役会決議書のコピー。加えて、法人名義で外国人を代理人として任命した場合、任命された外国人のトルコ語に公認翻訳された認証済パスポートのコピー（トルコ在住者の場合、認証済滞在許可証のコピーも必要）
- ・ 取締役会役員として株主以外から任命された者が、外国法人である場合、当該法人のアポステイーユ済登記事項証明書（その他法人取締役会役員として必要な事項記載のもの）
- ・ 未成年の株主の両親、若しくは両親の内どちらかが会社の株主の場合、未成年の株

主に対する後見人選任判決の原本

- ・ 通関業者の株主又は外部から選任された通関責任者であって、認証済通関業許可証認定通関業者に該当する場合、株主が通関事務局から取得した認証済認定証
- ・ 設立される会社の発起人が、自治体その他地方行政機関又は公的協会の場合、これらの機関が発起人となることを許可する閣議決定のコピー

※トルコでの会社設立手続きを委任する場合の委任状

- ・ 自然人の場合；
 - トルコ大使館（トルコ滞在の場合は、トルコ国内の公証役場）で委任状を作成。
- ・ 日系法人の場合；
 - 日本の公証役場で委任状を作成し、アポストイーユ処理する。処理済みの委任状をトルコにおける公認翻訳者が翻訳し、トルコの公証役場で認証する。

※必要書類の内、日系法人が作成した文書は、日本の公証役場で認証後、アポストイーユ処理し、トルコにおける公認翻訳士がトルコ語に翻訳し、トルコ公証役場で認証する必要がある。日本の公的機関が作成した文書の場合は、アポストイーユ処理後、トルコにおける公認翻訳士がトルコ語に翻訳し、トルコの公証役場で認証する必要がある。

（出所）鳥越弁護士事務所提供資料より作成

2. 会社設立手続きの詳細

トルコ投資促進機関（ISPAT）のウェブサイトには、産業分野別に会社設立手続きが明記されており、自社の事業領域に併せて会社設立手続きを把握することができる。同ウェブサイトでは、手続きを「手続 1」から「手続 6」に分類しており、各手順における必要書類や所要日数等を参考にすることができる。

(1) 手続 1 法人設立申請

産業分野によらず、共通して下記の手続きが必要となる。

図表 42 トルコにおける会社設立手続き（詳細 1）

| 順序 | 手順 | 所要日数 ¹⁹ | 最低費用 ²⁰ |
|----|---|--------------------|--|
| 0 | 委任状の作成、仮納税者番号の発行 事業者自身で会社設立手続きを行う場合を除き、委任状が必要 - 法人の場合:日本の公証役場にて作成の委任状 - 自然人の場合:在日トルコ大使館にて作成の委任状 委任状に従って、仮納税者番号の発行を受ける。 | 委任先法人による | 委任先法人による |
| 1 | 会社定款、経営責任者（経営幹部）の署名宣言書、及び商業帳簿の作成及び原本証明の施行 必要書類 - 原本証明付きの会社定款(3部、うち1部は原本) - 原本証明付きの署名宣言書(2部) - 原本証明付きの経営責任者全員の身分証明書(2部) - 代表者任命に関する原本証明付き決議書(法人のみ) 法人設立に関する書類の印紙税は免除。会社定款及び署名宣言書に必要な費用はないが、証明サービスや重要書類にかかる費用、公証代、翻訳料等は発生。 | 1日 | 費用: 118.13トルコリラ 証明サービス:296.65トルコリラ 合計 =414.78トルコリラ |
| 2 | 資本金のうち所定の割合を公正取引機構の口座に入金 商業登記所で登録するには、設立者がハルク銀行から領収証原本を取得する必要がある。この領収書は、トルコ共和国中央銀行又は国営銀行で資本金の0.04%が公正取引機構に入金されたことを示すもの。 | 1日 | 資本の0.04% |
| 3 | 当初資本金を銀行に入金及び資本金払込証明書の取得 登記後3ヵ月以内であれば、事後的に入金すること可。また、登記後3ヵ月以内に資本金の25%を入金した場合、引受資本金の残額を設立の3年以内に入金する必要がある。 | 1日 | 無料 |
| 4 | 法人設立通知書4部、誓約書、商業会議所登記証明書を商業登記所に提出²¹ 設立者は、法人設立通知書、誓約書、商業会議所登録申請書を商業登記所に提出する必要がある。有限会社の設立には一部手続きが免除される。設立者は、下記の書類が用意でき次第、登録手続きを開始することが可能。 - 株主がトルコ国民又はトルコ人代理人の場合、身分証明書 | 2日 | 695トルコリラ(代表経営責任者が署名した商業登録証明書)+ 246.20トル |

¹⁹ 不備のない書類が完全に準備・提出された後に監督官庁で要する工数。日系企業が株主の場合、実際には、順序1だけでも2~3ヵ月要することもある。(現地事業者へのヒアリング)

²⁰ 会社形態や登記簿謄本の内容量、株主・出資者数によって、差が出る。また原本証明を必要とする書類全てには、アポストイーユ処理が必要。処理後の書類を、トルコ公証役場公認翻訳士がトルコ語に翻訳した後、トルコ公証役場で認証手続きが行われる。つまり、実態としては日本の公証役場での手数料、公認翻訳料、トルコの公証役場での手数料が必要。なお、商業会議所と公証役場での手数料は毎年更新される。(鳥越弁護士事務所)

²¹ イスタンブールであれば、商業会議所の公式サイトからフォームをダウンロード可能。

| 順序 | 手順 | 所要日数 ¹⁹ | 最低費用 ²⁰ |
|----|---|--------------------|---|
| | <p>の原本証明付き写し 2 部(株主毎)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法人設立通知書(“kuruluş bildirim formu”)の写し 3 部 - 公証人が認証した会社定款の写し 3 部(1 部原本) - 公正取引機構の銀行口座に支払い(会社株式の 0.04%)を入金したことを証明する預金証書 - しかるべき権限を有する会社代表者が署名した誓約書(“taahhütname”) - 有限会社設立者を代表する権限を有する者の署名の写し 2 部(代表者ごと) <p>商業登録の完了後、商業登記所が税務署及び社会保障制度局に会社設立の通知を行う。商業登記所は、登記後から約 10 日以内に官報(商業登記編)に公示する。</p> <p>商業登記所が管轄税務署に通知した後、管轄税務署から納税者身分証明書を受け取る必要がある。</p> <p>雇用を行う場合、社会保障制度局から会社に対する社会保障番号を取得する必要がある。</p> <p>イスタンブール商業会議所の年会費(資本金ベース):</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1~999トルコリラ(資本金): 115トルコリラ - 1,000~24,999トルコリラ(資本金): 125トルコリラ - 25,000~249,999トルコリラ(資本金): 175トルコリラ - 250,000~999,999トルコリラ(資本金): 230トルコリラ - 1,000,000トルコリラ以上(資本金): 260トルコリラ | | <p>コリラ(経営責任者 1 名追加ごと) +880トルコリラ(官報公告 1 語あたり) + 50トルコリラ(設立通知料)</p> |
| 5 | <p>公証人から法定帳簿の証明を受ける</p> <p>会社設立者は、会社が商業登記所に登録を行った日に法定帳簿を証明する必要がある。公証人は、商業帳簿証明について政務所に告知する義務がある。</p> <p>法定帳簿証明費用の一例</p> <ul style="list-style-type: none"> - 証明書 100 ページまで: 45トルコリラ - 証明書 200 ページまで: 56トルコリラ | 1 日(前述の手続きと同時進行) | 公証役場の料金表に準ずる |
| 6 | <p>商業登記所から通知を受けた後に、税務署での手続きを行う</p> <p>商業登記所が税務署及び社会保障管理事務所に、法人設立の通知を行う。実際には、登録手続きの迅速化のため、会社代表者が通知の行われたことを確認する。その後、税務署員が同社の本社を訪問し、決定報告書を作成する。決定報告書には、1 名以上の正式署名が必要。商業登記所が企業設立書式を送付する。同書式に税務署へ送られた納税者番号通知も含まれる。</p> | 1 日 | 無料 |

(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイト

(2) 手続 2 管轄官公庁からの事業許認可の取得

許認可が不要な投資分野も一部ではあるが、基本的に産業毎に管轄官公庁からの許認可取得手続きが定められている²²。投資対象分野が複数分野にわたる場合や、対象分野が必ずしも明確でない場合については、トルコ投資促進機関 (ISPAT) への問い合わせをすることができる。

(3) 手続 3 労働・社会保障省による労働許可証の取得

労働許可証の申請は、トルコ国内又は国外で行うことができる²³。トルコ国外に居住する外国人は、居住国又は国籍を有する国のトルコ領事館に申請することが求められる。一方、有効な在留許可証(有効期間が 6 ヶ月以上、教育目的の在留許可証を除く)を所有する外国人は、トルコの労働・社会保障省に直接申請することができる。

(4) 手続 4 環境インパクトアセスメント (EIA) の実施

まず、環境・都市計画省にプロジェクト説明資料を提出し、環境インパクトアセスメント (EIA: Environment Impact Assessment)²⁴の必要可否に係る判断を受ける²⁵。手続きは、準備を含め下記の 4 段階となり、プロジェクト説明資料の提出から 25 営業日以内で完了する。

- ・ 環境・都市計画省へのプロジェクト説明ファイルの提出、同省による確認 (5 営業日)
- ・ 環境・都市計画省によるプロジェクト説明ファイルの評価 (15 営業日)
- ・ 環境・都市計画省による判断・決定 (5 営業日)

環境・都市計画省により、EIA が必要と判断された場合においては、申請者側で EIA 報告書を作成し、環境・都市計画省の承認を得る必要がある。承認までの流れは下記である。

- ・ 事業者によるプロジェクト説明ファイルの準備と環境・都市計画省への提出
- ・ 環境・都市計画省によるプロジェクト説明ファイルの評価、及び分析評価委員会 (AEC) の結成
- ・ 第三者の関与方針及び評価方法の策定

²² まず税関・商業省から設立許可を得る必要があり、設立許認可後に会社設立手続きを行う。対象分野は、2012 年 11 月 15 日付官報及び設立・定款変更に必要な株式会社に関する公報第 5 条に記載がされる。(鳥越弁護士事務所)

²³ 2015 年 1 月 1 日以降、初回労働許可は、国籍を有する国か公式に許可を得て滞在している国のトルコ在外公館にて申請することになる公算が高い。(法律では「2014 年 4 月 11 日以降」との記載がある)(現地事業者へのヒアリング)

²⁴ トルコ語で ÇED(Çevre Etki Değerlendirmesi)。

²⁵ EK1 に明記の活動 (<http://www.csb.gov.tr/db/ced/editorodosya/ek-1.pdf>) に関しては、環境・都市計画省が、EK2 に明記の活動 (<http://www.csb.gov.tr/db/ced/editorodosya/ek-2.pdf>) に関しては、環境・都市計画省県支局が仮活動証、環境許可又は環境許可・ライセンスを付与する。EK1 又は EK2 に該当しない活動であっても、排気量関連法の限界を超えている場合、環境許可等の取得を求められる。なお、2013 年 11 月 1 日以降、電子申請環境が整備されている。(鳥越弁護士事務所)

- ・ 環境・都市計画省への EIA 報告書の提出
- ・ 評価形式に準拠しているか否かについての環境・都市計画省による確認
- ・ AEC による分析及びフィードバック
- ・ 環境・都市計画省への EIA 最終報告書の提出
- ・ 環境・都市計画省による承認

(5) 手続 5 自治体又は公共事業局長による建設許認可の取得

建築許可とは、許可申請対象²⁶の建造物の建設を開始する目的で、所管自治体又は公共事業局長により付与される。市街地の場合は、Belediye(自治体)が、市街地市以外の場合は、環境・都市計画県支局が認可する。建築許可を取得するためには、建造物の所有者又はその法定代理人が、以下の書類を関連当局（自治体又は公共事業局長）に提出する必要がある。書類提出後、審査は 15 日を限度とし、概ね 3 日から 1 週間程度を要する。

- ・ 申請書
- ・ 誓約書
- ・ 不動産権利証書
- ・ 委任状及び同意書（必要な場合）
- ・ 地籍図及び地籍簿の写し
- ・ 建築計画書
- ・ 騒音防止計画書
- ・ 電気、暖房、及び機械設備に関する計画書
- ・ 環境及び景観に関する計画書
- ・ 道路及びインフラ拠出金受領証
- ・ 地盤調査書
- ・ 安全工学に関するその他の文書（必要な場合）

上記申請により建築許可を受けた場合、2 年以内に建築作業を開始することが求められる。もし、許可交付から 2 年以内に建築作業が開始されなかった場合、若しくは許可交付から 2 年以内に開始されたものの、建築が 5 年以内に完了しなかった場合、許可は無効となる。

(6) 手続 6 労働・社会保障省による事業免許の取得

事業開始以前に労働・社会保障省の地域事務所に会社の登録申請を行う必要がある。申請後、労務環境が労働衛生及び安全に係る諸基準に準拠しているか、及び建築図面や計画書に基づく事業を営もうとしているか審査がなされる。審査を通過した場合、労働・社会保障省の地域事務所から事業免許が郵送される。なお、本事業免許の交付について、労働・社会保障省は手数料等を設定せず、無償で行っている。

²⁶ 第 3194 号建築法の対象となっている全ての建造物（第 27 条の例外を除く）（鳥越弁護士事務所）

3. 撤退手続き

他社との合併、別の会社形態への転換、特殊法人への転換の場合を除き、会社は正式な清算手続きを経て解散する必要がある。

有限会社の場合、定款又は出資者総会決議によって指定された管財人が不在の場合、会社の経営者が清算手続きを実施する。経営者は管財人の氏名を商業登記簿に登記し、1週間以内の間隔を空けて3回公表することが求められる。さらに会社の債権者は1年以内に申請し、必要書類を提出する必要がある。当局の監督下で執行される清算手続きには12~18か月を要し、当該期間中にすべての要件を満たすとともに手続きを完了させる必要がある。

株式会社の場合、定款又は株主総会決議によって指定された管財人が不在の場合、取締役会が清算手続きを実施する。手続きは有限会社の場合と同様であるが、経営者ではなく取締役会が清算の責任を負うことに違いがある。